

2月1日(木)
受付開始

令和6年度 区民交通傷害保険の加入申し込み

区では、民間保険会社と提携して、区民交通傷害保険事業を実施しています。交通事故に遭い、けがをした場合、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われます。

保険期間

4月1日～令和7年3月31日
※中途加入した場合、申し込みの翌月1日～令和7年3月31日

対象

区内在住・在勤・在学の方（補償開始日時点）
※年齢や職業による加入制限はありません
※他区で区民交通傷害保険に加入している場合は、加入できません

保険料（一時払）

▶ Aコース…1200円 ▶ Bコース…2000円 ▶ Cコース…3300円
▶ X Jコース（Xコース+自転車賠償責任プラン）……………1500円
▶ A Jコース（Aコース+自転車賠償責任プラン）……………2200円
▶ B Jコース（Bコース+自転車賠償責任プラン）……………3000円
▶ C Jコース（Cコース+自転車賠償責任プラン）……………4300円
※全コースに被害事故補償（最高保険金額600万円）が付いています

等級	交通事故におけるケガ等の程度	加入コース別保険金額			
		X	A	B	C
	死亡または重度障がい	35万円	150万円	350万円	600万円
1	180日以上継続入院治療	10万円	34万円	60万円	120万円
2	90日以上継続入院治療	7万円	23万円	35万円	65万円
3	60日以上継続入院治療	5万円	15万円	23万円	35万円
4	治療期間180日以上かつ治療実日数90日以上	4万円	9万円	13万円	20万円
5	治療期間90日以上かつ治療実日数45日以上	3万円	7万円	10万円	15万円
6	治療期間30日以上かつ治療実日数15日以上	2万円	4万円	6万円	10万円
7	治療期間15日以上かつ治療実日数7日以上	1万円	2万円	3万円	5万円
8	治療期間15日未満または治療実日数7日未満	5000円	1万円	2万円	3万円

※X J、A J、B J、C Jコースは、損害賠償責任を負った場合、被保険者の負担する損害賠償金等について、上表とは別に1億円を上限に支払われます

申込書の配布場所

区役所3階区民課、各区民事務所、区内の各金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局

申込み

持参で、保険料を、申込書に記載の窓口、または申し込み専用サイト（右の二次元コード）で
HP <https://dantai.sompo-japan.co.jp/lp/arakawaku/>
※団体加入の受け付けは、区民課のみ
※区民課で申し込む場合は、住所を確認できるもの（健康保険証等）を持参してください
※区民事務所では申し込みできません
2月1日(木)～3月29日(金)
※申し込み専用サイトからは、令和7年1月31日(金)まで中途加入可能
※希望者には、区民課で加入者シールを配布（なくなりしだい終了）

募集期間

この案内は概要の説明です。詳細は、損害保険
ジャパン株式会社にお問い合わせください

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社東京公務開発部営業開発課（東京都新宿区西新宿1-26-1）
☎（3349）9666

受付時間

午前9時～午後5時 ※（土）・（日）・（祝）を除く

問合せ

区民課交通傷害保険窓口（区役所3階）
☎内線3782（承認番号SJ23-08761・承認日：令和5年10月13日）

都営住宅の入居者を募集

募集戸数

①家族向け（ひとり親世帯・高齢者世帯・心身障がい者世帯・多子世帯・特に所得の低い一般世帯・車いす使用者世帯向け）…1290戸（ポイント方式）
②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア…581戸（抽選。居室内で病死等があった住宅を含む）

入居資格

▶都内に居住している ▶住宅に困っている
▶所得が定められた基準に該当する 等
※入居資格等の詳細は、募集案内をご覧ください

申込書・募集案内の配布

申込み

期間

2月1日(木)～9日(金)
※区役所、各区民事務所は（土）・（日）・（祝）を除く
※申込書等がなくなりしだい終了

場所

区役所1階総合案内・北庁舎2階住まい街づくり課、各区民事務所・ふれあい館、ムーブ町屋、日暮里サニーホール

2月16日(金)までに郵送で、申込書を、渋谷郵便局必着
※都営住宅入居者募集サイト（https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html）での申し込みも可

応募・問合せ

▶事業全体について…J K K 東京都営住宅募集センター ☎0570（010）810 ※2月1日(木)～16日(金)
▶都営住宅入居者募集サイトについて…都営住宅入居者募集サイトコールセンター
☎0570（050）410 ※午前9時～午後6時

高額医療・高額介護合算療養費

令和4年8月1日～5年7月31日（合算期間）の1年間で、医療保険と介護保険の自己負担額が高額になる場合に、限度額（右表）を超えた額を支給します。

※合算対象の医療費は、保険対象外の治療、サービスを除きます
※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に2万1000円以上の負担額を支払った場合、合算の対象になります

申請開始時期 2月下旬 ※後期高齢者医療制度の資格がある方は、3月上旬

申請書の送付 令和5年7月31日現在、荒川区の医療保険（国民健康保険または後期高齢者医療制度）の資格があり、支給が見込まれる方には、申請書を2月下旬（後期高齢者医療制度の資格がある方は、3月上旬）に送付します
※国民健康保険の資格がある方は、世帯主に申請書を送付します

合算期間内に医療保険の資格に変更があった方等には、申請書が届かないことがあります。高額介護合算療養費の支給対象に該当する方で申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

荒川区の医療保険以外に加入の方 令和5年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください

申請問合せ ▶国民健康保険……………国保年金課保険給付係（区役所1階） ☎内線2383
▶後期高齢者医療制度…国保年金課後期高齢者医療係（区役所1階） ☎内線2391
▶介護保険……………介護保険課介護給付係（区役所2階） ☎内線2432

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額表

▶70歳未満の方

適用区分（世帯単位）	自己負担限度額
旧ただし書所得901万円超	212万円
旧ただし書所得600万円超901万円以下	141万円
旧ただし書所得210万円超600万円以下	67万円
旧ただし書所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

▶70歳以上の方

適用区分（世帯単位）	自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上） 212万円 Ⅱ（課税所得380万円以上） 141万円 Ⅰ（課税所得145万円以上） 67万円
一般（現役並み所得者・住民税非課税世帯を除く）	56万円
住民税非課税世帯	Ⅱ（世帯全員が区民税非課税で、区分Ⅰに該当しない） 31万円 Ⅰ（世帯全員が区民税非課税かつ年金収入80万円以下で、その他の所得がない） 19万円

※同じ世帯に70歳未満の方と70～74歳の方がいる場合は、70～74歳の方を計算し、残る負担額を70歳未満の方の自己負担額と合算します